

平成23年議員提出議案第9号

保育所待機児童解消に関する意見書の提出について

上記の意見書を次のように国会及び関係行政庁に提出するものとする。

平成23年4月27日提出

提 出 者

小林 祥子	東郷 哲也
伊神 邦彦	玉置 真道
松山とよかず	中村 孝道
鈴木 孝之	小川としゆき
山本 久樹	三輪 芳裕
丹羽 ひろし	田口 一登
加藤 一登	長谷川 由美子
藤沢 忠将	うさみ いく愛
舟橋 猛	

保育所待機児童解消に関する意見書

共働き世帯がふえ、少子化が進む中、待機児童対策を含む保育諸制度の充実は喫緊の課題となっている。認可保育所の不足により待機児童は毎年増加し続け、厚生労働省の調査によると、その数は平成22年10月時点で5万人に近づいている。

こうした中、政府は保育所にかかる最低基準を緩和し、地方公共団体にゆだねる方針を明らかにした。さらに、平成22年6月29日に決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」では、市町村の関与のもと、利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入と利用料の応益負担化の方向が打ち出されている。

国は、保育所運営費の国庫負担を昭和60年に8割から7割に、昭和61年には5割に削減し、さらに平成16年には公立保育所運営費・整備費の一般財源化を行ってきた。これらの結果、自治体財政は逼迫し、保育所の整備・運営が困難となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、児童福祉施設最低基準を守るなど保育の質を堅持するとともに待機児童の解消を実現するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 保育所待機児童解消のための十分な財政措置を行うこと。
- 2 利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入については、拙速な結論を避け、地方公共団体及び関係者からの意見を十分に考慮するなど利用者に不利益を及ぼすことのないよう慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛(各通)

(理由)

この案を提出したのは、国会及び政府に対し、保育所待機児童解消に關し要望する必要があるによる。